

奈良市公報

第 3 7 0 号

(平成30年12月後半分)

平成31年1月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社 春日

目次

条 例

○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例	1
○奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例	2
○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	2
○奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	2
○奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	3
○奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例	3
○奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	5
○奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	6
○奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7
○奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7

規 則

○奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則	7
○奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	8
○奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則	9
○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	12
○奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則	14

告 示

○開発行為に関する工事の完了	19
○放置自転車等の保管（2件）	19
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	19
○農用地利用集積計画の決定	20
○放置自転車等の保管	20
○大和都市計画生産緑地地区の変更	20
○平成30年度奈良市一般会計補正予算等の要領	20
○奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	29

○放置自転車等の保管	29
○指定管理者の指定（15件）	29
○放置自転車等の保管	33
○指定管理者の指定（3件）	33
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	34
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定	34
○指定管理者の指定（2件）	34

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	35
○定期監査の実施	36

公 営 企 業

○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	40
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	40
○奈良市企業局会計規程等の一部を改正する規程	41

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催	41
○指定管理者の指定	41
○奈良市立小学校通学区域についての一部改正	42
○奈良市文化財保存公開施設条例施行規則の一部を改正する規則	42

選挙管理委員会

○奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程	42
○奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	42

正 誤

○正誤表	43
------	----

条 例

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第54号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「次の部」を「次の部等」に、

「総合政策部」を「危機管理監
総合政策部」に、

「総務部
財務部
市民生活部
市民活動部」を「総務部
市民部」に、

「建設部
会計契約部」を「建設部」に改める。

第2条中「部の分掌事務」を「部等の分掌事務」に改め、同条総合政策部の部分の前に次のように加える。

危機管理監

(1) 危機管理及び防災に関すること。

(2) 市民の安全に関すること。

第2条総合政策部の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。

第2条総合政策部の部分の第8号を次のように改める。

(8) 情報化に関すること。

第2条総合政策部の部分の第9号を削り、同条総務部の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 行財政改革に関すること。

第2条総務部の部分の第5号を次のように改める。

(5) 予算その他の財務に関すること。

第2条総務部の部分中第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

(6) 公有財産の管理及び活用に関すること。

(7) 市税の賦課及び徴収に関すること。

(8) 契約に関すること。

(9) 技術監理及び工事検査に関すること。

(10) 経理事務の適正執行に関すること。

第2条財務部の部分を削り、同条市民生活部の部分中「市民生活部」を「市民部」に改め、同部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同部分に次の6号を加える。

(4) 市民活動に関すること。

(5) 住居表示に関すること。

(6) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

(7) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(8) 人権施策に関すること。

(9) 男女共同参画施策に関すること。

第2条市民活動部の部分を削り、同条都市整備部の部分に次の2号を加える。

(7) 交通施策に関すること。

(8) 住宅に関すること。

第2条建設部の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条会計契約部の部分を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(奈良市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第8条中「市民活動部」を「市民部」に改める。
(平成30年12月25日揭示済)

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第55号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成16年奈良市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条第1項第1号中「(第3号を除く。)」を削る。

第4条の2第2項を削る。

第4条の3第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年12月25日揭示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第56号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1ごみ、燃え殻等の処分の項中「60円」を「100円」に、「100円」を「160円」に改める。

別表第2中「200円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。

(平成30年12月25日揭示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第57号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1項を加える。

7 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。

第9条及び第12条第1項中「第8号」を「第7号」に改める。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（印鑑登録証明書の交付）」を付し、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「印鑑登録証」の次に「（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード）」を、「当該申請」の次に「が適正であることを確認した上で当該申請」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をするときは、個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 前条の規定にかかわらず、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けた登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成30年12月25日揭示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第58号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市大安寺西地域ふれあい会館	奈良市四条大路南町1番22号
奈良市東里地域ふれあい会館	奈良市須川町776番地

別表奈良市都跡地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市大安寺西地域ふれあい会館	和室1	200
	和室2	200
	小会議室	150
	大会議室	630
奈良市東里地域ふれあい会館	和室1	170
	和室2	210
	会議室	190
	大会議室	650

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（奈良市公民館条例の一部改正）
- 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表三笠公民館大安寺西分館の項及び興東公民館東里分館の項を削る。

（平成30年12月25日揭示済）

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第59号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------------	---

別表第2に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。
-------------------	---

- 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体を勾配屋根（当該屋根の勾配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。
- 3 建築物の外壁のデザインについては、ストライプや模様を用いた連続する配色は避け、景観に配慮すること。
- 4 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。
- 5 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。
- 6 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。
- 7 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。
- 8 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、B地区における各屋外広告物の表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	0.0R 以上10.0R 未満	4 未満	2
	0.0Y R 以上5.0Y R 未満	4 未満	2
	5.0Y R 以上10.0Y R 未満	4 未満	3
	0.0Y 以上5.0Y 未満	4 未満	3
	5.0Y 以上10.0Y 以下	4 未満	2
	その他の色相	4 未満	2
	無彩色	4 未満	—

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	全ての建築物	0.0R 以上5.0R 未満	8 未満	2
			8 以上	1
		5.0R 以上10.0R 未満	5 未満	4
			5 以上 8 未満	2
			8 以上	1
		0.0Y R 以上5.0Y R 未満	5 未満	6
			5 以上 7 未満	3
			7 以上 8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		5.0Y R 以上10.0Y R 未満	5 未満	6
			5 以上 6 未満	4
			6 以上 7 未満	3

			7 以上 8 未 満	2
			8 以上 9 未 満	1
		0.0Y 以上5.0Y 未 満	5 未 満	6
			5 以上 8 未 満	4
			8 以上 9 未 満	3
			9 以 上	2
		5.0Y 以上10.0Y 未 満	5 未 満	6
			5 以上 8 未 満	3
			8 以上 9 未 満	2
			9 以 上	1
		その他の色相	8 未 満	2
			8 以上 9 未 満	1
		無彩色	9 以 下	—

別表第 2 の付表 2 に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西 地区整備計画区域	全 廣 告 物 に 関 す る 事 項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第 9 条第 1 項から第 3 項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
		位置	敷地境界線を越えて掲出できない。
		照明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。
		色彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。
	屋上広告物		表示し、又は設置できない。
	壁面広告物		1 表示面積は、10平方メートル以下とし、当該壁面の 5 分の 1 以下とする（A 地区に限る。）。 2 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 3 窓ガラス面へは、掲出できない。
	塀垣広告物		設置できない。
	広告塔		1 1 敷地につき 1 基までとし、高さは、6 メートル以下とする。 2 総表示面積は、20平方メートル以下とし、1 面の表示面積は、10平方メートル以下とする（A 地区に限る。）。
	広告板		1 1 敷地に 2 基までとする。 2 表示面積は、10平方メートル以下とする（A 地区に限る。）。
	広告幕 気球広告物		イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。
	アーチ広告物 はり札 はり紙 立看板		設置できない。

附 則 この条例は、平成31年 2 月 1 日から施行する。 (平成30年12月25日揭示済) 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年12月25日	奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市条例第60号 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。
---	---

別表第1に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------------	---

別表第2に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	A地区	(1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (5) 公衆浴場 (6) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）
	B地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの カ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） (3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所 (4) 巡査派出所 (5) 公衆電話所 (6) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (7) 路線バスの停留所の上家 (8) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）
	建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。	

別表第4に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	165平方メートル（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、その敷地面積が165平方メートル）	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
-------------------	---	--

別表第5に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
-------------------	-----	---

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。
 （平成30年12月25日揭示済）

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第61号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和58年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。
 別表奈良市南消防署の項中「西大寺国見町二丁目」の

次に「西大寺国見町三丁目」を、「大安寺七丁目」の次に「菅原東一丁目、菅原東二丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 1月21日から施行する。
(平成30年12月25日揭示済)

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第62号

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2 奈良市公共下水道事業の項を次のように改める。

奈良市公共下水道事業	都市計画公共下水道事業	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域（月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部を除く。）	人 320,650	立方メートル 143,437
	月ヶ瀬公共下水道事業	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域（月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部に限る。）	870	310

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）
- 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第11条の見出し中「月ヶ瀬地区の事業」を「月ヶ瀬公共下水道事業」に改め、同条中「奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、」を削り、「奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外」を「奈良市公共下水道事業のうち月ヶ瀬公共下水道事業」に改める。

（平成30年12月25日揭示済）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第63号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第13条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長が定める基準に基づき」を、「できる」の次に「ものとする」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 1月 1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成30年12月25日揭示済）

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第64号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 平成31年 1月 1日から同月31日までの間、市長及び副市長（現に副市長の職にある者で、平成25年 7月31日において市長の職にあつた者の同日を含む任期中に副市長に選任されたものに限る。）の給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成30年12月25日揭示済）

規

則

奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第54号

奈良市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保健センター条例施行規則（昭和55年奈良市規

則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「奈良市月ヶ瀬福祉センター」を「奈良市月ヶ瀬行政センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年12月26日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第55号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和41年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条中「なおつた」を「治つた」に改める。

第7条第2項中「こえ」を「超え」に改める。

第8条の2第1号中「禁鋼(こ)」を「禁鋼」に改める。

第11条第1項中「支払い」を「支払」に改める。

別表第1及び別表第2中「ひじ」を「肘」に、「ひざ」を「膝」に改める。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に改め、同表 随時介護を要する状態の項中「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

別記第1号様式中「(註)」を「(注)」に改める。

別記第2号様式中「奈良市 町 丁目 番地」を「奈良市」に、「年令 才」を「年齢 歳」に、「(註)」を「(注)」に改める。

別記第5号様式及び第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「支払い」を「支払」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「治ゆ」を「治癒」に、「とん服」を「頓服」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第7号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「支払い」を「支払」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「治ゆ」を「治癒」に、「とん服」を「頓服」に、「充てん」を「充填」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第8号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「ねんご」を「捻挫」に、「治ゆ」を「治癒」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第9号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、「支払い」を「支払」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「処方せん」を「処方箋」に、「とん服」を「頓服」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第10号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、「支払い」を「支払」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「治ゆ」を「治癒」に改める。

別記第11号様式中「奈良市消防長 様」を「(宛先) 奈良市消防長」に、

「昭和 年 月 日から」を「 年 月 日から」に改める。

別記第12号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、「支払い」を「支払」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「治ゆ」を「治癒」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第12号様式の2中「(あて先)」を「(宛先)」に、「支払い」を「支払」に改める。

別記第13号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に、「支払い」を「支払」に、

「明治 大正 年 月 日 昭和」を「 年 月 日」に、

「若しくは」を「又は」に、

「受こで遺 受けとき族 けるがる」を「受けるこ ができる 遺族」に、

「第9条の2第1項第2号」を「第9条の2第2号」に改める。

別記第14号様式及び第15号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第16号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)

奈良市長」に、

「明治
大正 年 月 日
昭和」を「 年 月 日」に

改める。

別記第17号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)
奈良市長」に、

「明治
大正 年 月 日
昭和」を「 年 月 日」に、

「若しくは」を「又は」に改める。

別記第18号様式(表)中「治ゆした」を「治癒した」に、
「若しくは」を「又は」に改める。

別記第19号様式(表)中「若しくは」を「又は」に改め、
同様式(裏)中「こえる」を「超える」に改める。

別記第22号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)
奈良市長」に、「支払い」を「支払」に、

「明治
大正 年 月 日
昭和」を「 年 月 日」に、

「行なう」を「行う」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害
補償条例施行規則別表第4の規定は、平成30年4月1
日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同
日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前
の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の
奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定に
基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整
をして使用することができる。

(平成30年12月26日揭示)

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

平成30年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第56号

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則
奈良市消防団員服制規則(昭和26年奈良市規則第25号)
の一部を次のように改正する。

別表の1の表冬帽の部製式の項中「あごひも」を「顎
ひも」に、「つける」を「付ける」に、「つけた」を「付
けた」に、「とめる」を「留める」に改め、同部周章の項
中「腰まわり」を「腰回り」に、「つける」を「付ける」

に改め、同表盛夏帽の部製式の項中「あごひも」を「顎
ひも」に、「つける」を「付ける」に、「つけた」を「付
けた」に、「とめる」を「留める」に、「をつけ」を「を
付け」に、「あみ」を「編み」に改め、同部周章の項中
「腰まわり」を「腰回り」に、「つける」を「付ける」に
改め、同表保安帽の部製式の項中「つける」を「付ける」
に、「あごひも」を「顎ひも」に改め、同部周章の項中
「腰まわり」を「腰回り」に、「つける」を「付ける」に
改め、同表防火帽の部帽の款製式の項中「つける」を「付
ける」に、「をつけ」を「を付け」に、「あごひも」を「顎
ひも」に改め、同款周章の項中「腰まわり」を「腰回り」
に、「つける」を「付ける」に改め、同部しころの款製式
の項中「取り付け金具」を「取付金具」に改め、同表冬
服上衣の部製式の款えりの項中「えり」を「襟」に改め、
同款前面の項中「つけた」を「付けた」に、「つける」を
「付ける」に、「をつけ」を「を付け」に、「ふた」を「蓋」
に改め、同款後面の項中「すそ」を「裾」に改め、同款
そで章の項中「そで章」を「袖章」に改め、同款えり章
の項中「えり章」を「襟章」に、「左えりぬいとり」を
「左襟縫い取り」に、「つける」を「付ける」に改め、同
表冬服ズボンの部製式の項中「つける」を「付ける」に
改め、同表盛夏服上衣の部製式の款肩章の項中「縫いこ
み」を「縫い込み」に改め、同項の次に次のように加える。

標 章	オレンジ色のマーク地の周囲を濃紺色で縁 取りし、上部に「奈良市消防団」を銀色で 配し、中央の金色消防団章をモール製金色 桜で抱擁する。 左袖に付け、形状は、図のとおりとする。
-----	---

別表の1の表盛夏服ズボンの部製式の項中「両腿部」
を「両側前方」に、「つける」を「付ける」に改め、同表
活動服上衣の部製式の款前面の項中「長そで」を「長袖」
に、「ボタンを1行につける」を「ファスナーを付ける」
に、「胸のポケット及びえり裏」を「胸囲及び袖」に、「つ
ける」を「付ける」に改め、同款標章の項を次のように
改める。

後 面	上部に「奈良市消防団」と表示する。
-----	-------------------

別表の1の表活動服ズボンの部製式の項中「両側前方
及び右側後方」を「両もも、両側前方及び両後腰部」に、
「つける」を「付ける。両もものポケットは蓋付き外ポ
ケットとし、ポケット(図中網掛け部分)にオレンジ色
を配する」に改め、同表バンドの部中「止め金具は、銀
色金属製で中央に消防団き章を付ける」を「前金具はピ
ン式とする」に改め、同表防火衣の部製式の項中「折り
えりラグランそで式」を「折襟ラグラン袖式」に、「ふ
た」を「蓋」に、「つける」を「付ける」に改め、同表靴
の部中「、銀色」を「銀色」に、「踏抜き防止板」を「踏
抜き防止板」に改め、「する。)」の次に「、救助用は黒の
編上式半長靴(踏抜き防止板を挿入し、爪先には先芯を
装着する。)」を加え、同表階級章の部団長の項中「をつ
け」を「を付け」に、「つける」を「付ける」に改め、同

部副団長の項から団員の項までの規定中「つける」を「付ける」に改め、同表雨衣の部上衣の款製式の項中「えり」を「襟」に、「長そで」を「長袖」に、「つける」を「付

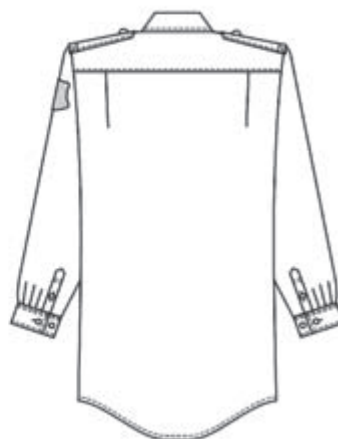
ける」に、「ふた」を「蓋」に改め、同表の図冬帽の部分中「あごひも」を「顎ひも」に改め、同図盛夏服の部分及び活動服の部分を次のように改める。

盛夏服

上衣前面



上衣後面



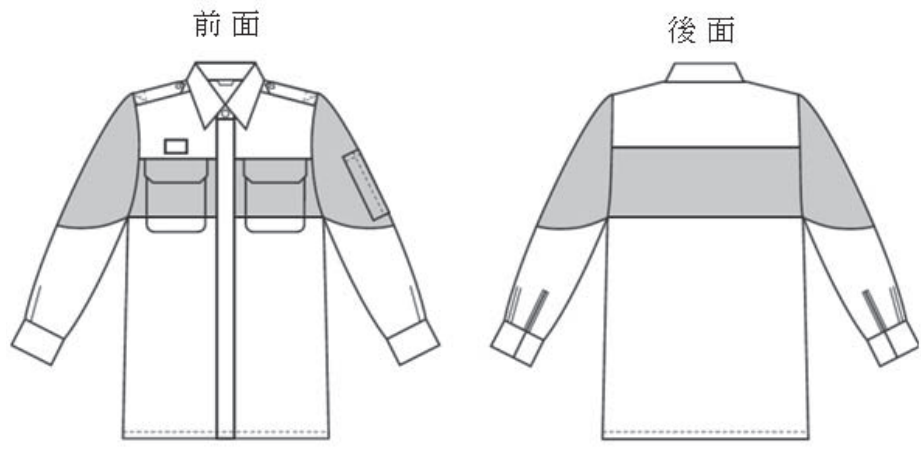
標章



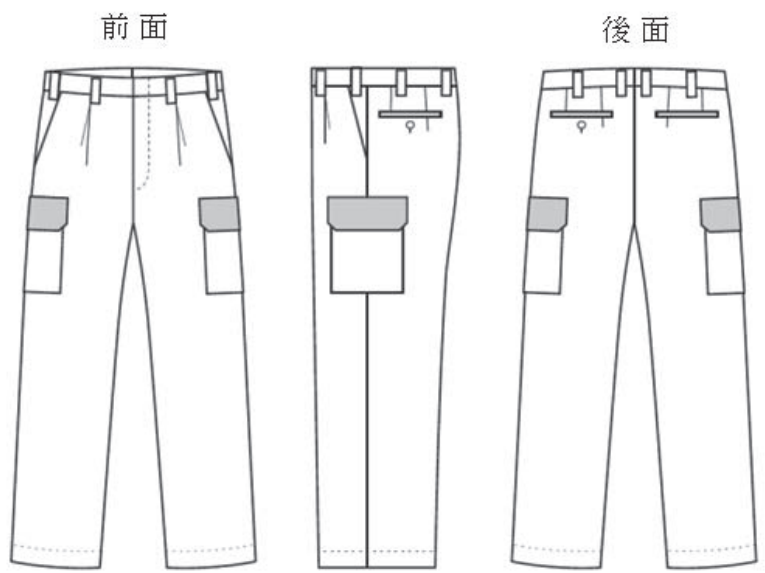
ズボン



活動服



ズボン



別表の2の表冬服上衣の部製式の款えりの項中「えり」を「襟」に改め、同款前面の項中「をつけ」を「を付け」に、「ふた」を「蓋」に、「つける」を「付ける」に改め、同款後面の項中「すそ」を「裾」に改め、同款そで章の項中「そで章」を「袖章」に改め、同款えり章の項中「えり章」を「襟章」に改め、同表盛夏服上衣の部製式の款

肩章の項中「外側の端を肩の縫目に縫いこみ、襟側を淡青又はその類似色のボタン1個で留める」を「男性消防団員と同様とする」に改め、同項の次に次のように加える。

標章	男性消防団員と同様とする。
----	---------------

別表の2の表活動服上衣の部中

製式	前面	打合わせを右前とするほかは、男性消防団員と同様とする。
	後面	上部に「奈良市消防団」と表示する。
	標章	男性消防団員と同様とする。

を

「製式 打合わせを右上前とするほかは、男性消防団員と同様とする。」に改め、同表活動服ズボンの部

中「男性消防団員」を「打合わせを右上前とするほかは、男性消防団員」に改め、同表防寒衣の部中「襟つき」を「襟付き」に、「ふた」を「蓋」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1
- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市消防団員服制規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市消防団員服制規則をもって定めている消防団員の活動服上衣及び活動服ズボンは、当分の間、これを用いることができる。

(平成30年12月26日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成30年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第57号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第40号様式（表）中

「

年 1月1日の住所	
--------------	--

」を

「

年 1月1日の住所	☐ 上記と同じ
--------------	--------------------------------

」に、

「

⑬・⑭配偶者 (特別)控除	配偶者の氏名		生年月日		同居又は別居	配偶者の 収入金額	(給与 円)
			年 月 日		同居 別居		(年金 円)
	個人番号					配偶者の 合計所得	円

」を

「

⑬・⑭配偶者 (特別)控除・ 同一生計 配偶者	配偶者の氏名		生年月日		同居又は別居	配偶者の 収入金額	(給与 円)
			年 月 日		同居 別居		(年金 円)
	個人 番号					配偶者の 合計所得	円

」に

改め、同様式（裏）中

「勤務先

を

「勤務先
(支払者の名称、所在地)

に、

「

2 昨年中は学生であつた。(年1月1日現在で記入してください。)

」を

「

2 昨年中は学生であつた。(年1月1日現在で記入してください。)

に改める。

※昨年中の収入状況を1、3または4に記入してください。

」

別記第52号様式を次のように改める。

第52号様式

市民税
県民税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

受付印

(宛先)奈良市長
年 月 日提出

給与支払報告者
氏名
住所
法人番号又は個人番号

特別徴収義務者
氏名
住所
法人番号又は個人番号

関係
氏名
住所
電話番号

特別徴収
指定番号
宛番号
特別徴収
指定番号
宛番号

給与所得者	フリガナ 氏名 個人番号 生年月日 住 所 1月1日現在 異動後	新姓	(ア)特別徴収税額 (年 税 額)	(イ)徴収済税額 (月分から月分まで)	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円
-------	--	----	----------------------	------------------------	---------------------	-------	--	---	---

上記以外の場合()
※事業主及び従業員のための希望による普通徴収への切り替えはできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 市 町 村 名称	特別徴収指定番号	担 当 者 氏名 電話	新しい勤務先へは 月割額 円を 月分(翌月10日納期限) から 徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	-----------------	----------	-------------------	--

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	1 異動年月日が4月12月31日以前で、かつ、本人からの申出があつたため。 2 異動年月日が4月1日以降で、かつ、特別徴収の継続の希望がないため。	1の組合 本人印	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
------------------	--	-------------	--------------------	----------------------------------

③普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が4月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	1 異動年月日が4月1日～12月31日で、かつ、本人からの申出がないため。 2 異動年月日が4月1日～4月30日で、かつ、給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。
--	--

余白に記載注意事項を記入する。

別記第90号様式を次のように改める。

第90号様式

原動機付自転車
小型特殊自動車

試乗標識貸付申請書

試乗標識番号			
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	備考	
貸付を受けようとする理由			
添付書類	軽自動車等を製造又は販売する事業を営むことを証する書類等		
奈良市税条例第99条第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 連絡先 (宛先)奈良市長			

別記第90号様式の2を次のように改める。
第90号様式の2

(表)

原動機付自転車及び小型特殊自動車
試乗標識貸付証

奈良市長

印

貸付番号	年 月 日 第 号
試乗標識番号	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付を受けた者の 氏名又は名称及び 住所又は所在地	

(裏)

貸付条件等

1 原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識並びにこの貸付証は、売買、賃借又は譲渡してはならない。

2 貸付期間が満了した場合には、直ちに試乗標識及びこの貸付証を返納しなければならない。

3 この貸付証は、原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗する場合には、常に携行し、市の徴税吏員からの請求があつた場合は、必ず提示してください。

附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別記第90号様式及び第90号の2様式の改正規定は、同年3月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第40号様式及び第52号様式の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。 3 改正後の規則別記第90号様式及び第90号の2様式の規定は、平成31年度以後の年度分の試乗標識の貸付か	ら適用し、平成30年度分までの貸付については、なお従前の例による。 (平成30年12月26日揭示済) 奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年12月26日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市規則第58号 奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則 奈良市後期高齢者医療に関する規則（平成20年奈良市
--	--

規則第16号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「別記第1号様式」の次に「及び第1
(2枚目)

後期高齢者医療保険料額決定通知書
奈良県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日
印

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日

決定理由

保険料額
円

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	
⑥限度超過額	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧ 月数	⑩月割減額	⑪保険料額 ⑨-⑩

(注)裏面に問い合わせ先、保険料の賦課の根拠、保険料の軽減等について記載する。

(2枚目)

後期高齢者医療保険料額決定通知書
奈良県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日
印

年度分の後期高齢者医療保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日

決定理由

保険料額
円

保険料算定の基礎

①賦課の基となる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧ 月数	⑩月割減額	*⑪保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭

*100円未満切捨て

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年保険料額 ⑪-⑫ 月数	⑭月割減額
-------	---------	---------	------------------	-------

(注)裏面に問い合わせ先、保険料の賦課の根拠、保険料の軽減等について記載する。

改め、同様式中

年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書 兼 納入通知書
(特別徴収開始通知書)



奈良県後期高齢者医療広域連合長 印

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号			
決定年月日				保険料額	円		
決定理由							

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	
⑥限度超過額	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧ 月数	⑩月割減額	⑪保険料額⑨-⑩

期別保険料額

納期	期間	普通徴収 納期	普通徴収 納期限	保険料額	
				特別徴収	普通徴収
月					
月					
月					
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
年間保険料×	／12月 計				
合 計	額				

を削り、同様式の次に次の

※口座情報が記載されている方は口座振替による納付です。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

徴収方法	これからの徴収方法	金融機関名	
		種別	口座番号
特別徴収義務者		口座名義人	
特別徴収対象年金			

上記のとおり特別徴収額を決定しましたので通知します。

年 月 日
奈良市長 印

- (注) 1 余白に口座振替通知書について記載する。
2 裏面に特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすること、不服申立て、取消訴訟、口座振替等について記載する。

1 様式を加える。

第1号様式の2（第2条関係）

年度

後期高齢者医療保険料額決定通知書 兼 納入通知書

(特別徴収開始通知書)

奈良県後期高齢者医療広域連合長

印

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
決定年月日		保 険 料 額	
決定理由		円	

保 険 料 算 定 の 基 礎

①賦課の基となる所得金額	②所得割率	③所得割額①×②	④均等割額	⑤算出額③+④	⑥限度超過額
⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額
				*⑮保険料額⑨+⑬-⑩-⑭	

*100円未満切捨て

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年保険料額⑨-⑫	月数	⑭月割減額
-------	---------	---------	-----------	----	-------

期 別 保 険 料 額					
納 期	期間	普通徴収 納 期	普 通 徴 収 納 期 限	保 険 料 額	
				特別徴収	普通徴収
月					
月					
月					
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
月		第 期			
年	年間保険料×	/12月	計		
			合 計 額		

徴 収 方 法	こ れ か ら の 徴 収 方 法	
特 別 徴 収 義 務 者		
特 別 徴 収 対 象 年 金		

※口座振替情報が記載されている方は口座振替による納付です。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

金融機関名			
種 別	口 座 番 号		
口 座 名 義 人			

※口座振替納付については、1月から12月までの口座振替納付分をまとめて、翌年1月下旬に「口座振替済みのお知らせ」を送付させていただきます。

上記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

不服申立ての詳細については裏面の説明をお読みください。

(注) 1 余白に口座振替通知書について記載する。
2 裏面に特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすること、不服申立て、取消訴訟、口座振替等について記載する。

別記第2号様式を次のように改める。
第2号様式（第2条関係）

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 兼 納入(変更)通知書

奈良県後期高齢者医療広域連合長



※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり更正しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
更正年月日			保 険 料 額 円
更正理由			

保 険 料 算 定 の 基 礎

①賦課の基となる所得金額	②所得割率	③所得割額①×②	④均等割額	⑤算出額③+④	⑥限度超過額
変更前					
変更後					
⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額
変更前					*⑪保険料額⑨+⑬-⑩-⑭
変更後					

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年保険料額⑨-⑫	月数	⑭月割減額
変更前					
変更後					

*100円未満切捨て

期 別 保 険 料 額

納 期	期間	普通徴収 納 期	普 通 徴 収 納 期 限	保険料額(変更前)		保険料額(変更後)	
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
月							
月							
月							
月		第 期					
月		第 期					
月		第 期					
月		第 期					
月		第 期					
月		第 期					
月		第 期					
年							
年間保険料× /12月 計							
合 計 金 額							
差 引 増 減 額							

※期間欄の印は納付月を表しています。

※口座情報が記載されている方は口座振替による納付です。
(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

徴 収 方 法	前 回 徴 収 方 法	今 後 徴 収 方 法	金 融 機 関 名		
特 別 徴 収 義 務 者			種 別		口 座 番 号
特 別 徴 収 対 象 年 金			口 座 名 義 人		

上記のとおり変更決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長



(注)1 余白に口座振替通知書について記載する。
2 裏面に特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすること、不服申立て、取消訴訟、口座振替等について記載する。

不服申立ての詳細については裏面の説明をお読みください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成30年12月26日揭示済)

告 示

奈良市告示第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年9月18日 奈良市指令整開 第18A-30号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年12月17日 第1663号
公共施設 平成30年12月17日 第810号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺北町一丁目386番8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区立売堀1-1-5
株式会社プラチナステージ 代表取締役 有村 欣也
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西大寺北町一丁目386番8の一部
(平成30年12月17日揭示済)

奈良市告示第681号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年12月16日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- | | | |
|-------|---------------------------|--------|
| ア 移動費 | 自転車 | 2,000円 |
| | 原動機付自転車 | 4,000円 |
| イ 保管費 | 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料） | |
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年12月17日揭示済)

奈良市告示第682号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年12月17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成30年12月17日揭示済)

奈良市告示第683号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 12月12日	岡田 泰司	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	心臓血管外科(心臓機能障害)

(平成30年12月17日揭示済)

奈良市告示第684号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告します。

平成30年12月18日

奈良市長 仲川元庸

(平成30年12月18日揭示済)

奈良市告示第685号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年12月18日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年12月18日揭示済)

奈良市告示第686号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市大森西町、五条畑一丁目、四条大路一丁目、四条大路三丁目、四条大路四丁目、菅原町、大安寺二丁目、中山町、中山町西四丁目、平松一丁目、平松三丁目、平松四丁目、法華寺町、法蓮町及び六条西一丁

目の各一部

(平成30年12月19日揭示済)

奈良市告示第687号

平成30年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 平成30年度奈良市一般会計補正予算(第4号)

2 平成30年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

3 平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

4 平成30年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

5 平成30年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)

6 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)

7 平成30年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		千円 23,543,309	千円 613,779	千円 24,157,088
	1. 国庫負担金	20,246,923	4,200	20,251,123
	4. 国庫交付金	1,837,295	609,579	2,446,874
		8,384,645	61,211	8,445,856
16. 県支出金	2. 県補助金	2,009,954	51,411	2,061,365
	3. 県委託金	123,433	9,800	133,233
		507,382	107,794	615,176
19. 繰入金	2. 基金繰入金	503,502	107,794	611,296
20. 繰越金		580,619	233,250	813,869
	1. 繰越金	580,619	233,250	813,869
22. 市債		13,506,000	3,576,300	17,082,300
	1. 市債	13,506,000	3,576,300	17,082,300
歳入合計		131,425,396	4,592,334	136,017,730

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 716,529	千円 180	千円 716,709
	1. 議会費	716,529	180	716,709

平成30年度奈良市一般会計
補正予算（第4号）

平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,592,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,017,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8. 観 光 費		997,657	△ 50218	947,439
	1. 観 光 費	997,657	△ 50218	947,439
9. 土 木 費		9,933,484	△ 63739	9,869,745
	1. 土 木 管 理 費	123,341	205	123,546
	2. 道 路 橋 梁 費	2,973,039	△ 12,422	2,960,617
10. 消 防 費		426,226	△ 84,621	341,605
	3. 河 川 費			
	4. 都 市 計 画 費	3,996,357	29,175	4,025,532
11. 教 育 費		488,210	3,924	492,134
	6. 住 宅 費			
	1. 消 防 費	3,974,159	18,760	3,992,919
11. 教 育 費		3,974,159	18,760	3,992,919
		10,457,277	4,431,532	14,888,809
	1. 教 育 総 務 費	2,648,156	△ 20,015	2,628,141
	2. 小 学 校 費	1,276,043	2,474,146	3,750,189
	3. 中 学 校 費	786,147	1,138,859	1,925,006
	4. 高 等 学 校 費	1,093,239	723,749	1,816,988
	5. 幼 稚 園 費	660,105	114,591	774,696
歳 出 合 計	7. 保 健 体 育 費	2,591,272	202	2,591,474
		131,425,396	4,592,334	136,017,730

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2. 総 務 費		14,309,333	169,094	14,478,427
	1. 総 務 管 理 費	10,626,069	221,541	10,847,610
	3. 徴 税 費	1,286,725	△ 41,354	1,245,371
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	604,169	△ 5,921	598,248
	5. 運 送 費	113,198	△ 1,442	111,756
	6. 統 計 調 査 費	29,507	213	29,720
	7. 監 査 委 員 費	83,464	△ 3,943	79,521
3. 民 生 費		59,075,925	△ 6,181	59,069,744
	1. 社 会 福 祉 費	25,606,333	182,973	25,789,306
	2. 児 童 福 祉 費	19,910,866	△ 183,632	19,727,234
	3. 生 活 保 護 費	13,322,300	1,767	13,324,067
4. 衛 生 費	4. 国 民 年 金 事 務 費	236,426	△ 7,289	229,137
		11,303,302	26,469	11,329,771
	1. 保 健 衛 生 費	2,973,813	10,188	2,984,001
	2. 保 健 所 費	1,896,272	△ 50,832	1,845,440
5. 労 働 費	3. 清 掃 費	5,811,446	67,113	5,878,559
		123,291	2,354	125,645
6. 農 林 水 産 業 費	1. 労 働 諸 費	123,291	2,354	125,645
		1,000,783	62,505	1,063,288
7. 商 工 費	1. 農 林 費	1,000,783	62,505	1,063,288
		1,382,783	1,578	1,384,361
7. 商 工 費	1. 商 工 費	1,382,783	1,578	1,384,361
		1,382,783	1,578	1,384,361

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
私立保育所施設整備費補助事業	平成20年度から 平成31年度まで	千円 278,508
J R桜井線京終・帯解駅間排水路整備事業	平成20年度から 平成31年度まで	83,960
学 校 給 食 食 材 調 達 経 費	平成20年度から 平成31年度まで	1,850
学 校 給 食 食 材 調 達 経 費	平成20年度から 平成31年度まで	50,000
東部地域域域学校給食食材配送業務委託	平成20年度から 平成31年度まで	4,620
指定管理者による入江泰吉田居の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市依保台地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市柳生地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市とみの里地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市右京地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市帯解地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市朱雀地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東市地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市左京地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青和地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保川地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市阪市地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月瀬地域の管理に要する経費	平成21年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福祉施設整備事業	千円 1,125,100	千円 1,098,200
河川事業	232,000	147,300
義務教育施設整備事業	534,100	3,366,300
高等学校施設整備事業	81,500	831,500
幼稚園施設整備事業	1,000	106,700
計	13,506,000	17,082,300

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市西大寺北地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市依保台地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都跡地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館駐車場の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による梅の郷月ヶ瀬温泉ほか1施設の管理に要する経費	平成31年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		千円 2813,962	千円 13,000	千円 2,826,962
	1. 一 般 会 計 金 入	2,434,903	13,000	2,447,903
歳 入 合 計		37,066,847	13,000	37,079,847

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 373,215	千円 13,000	千円 386,215
	1. 総 務 管 理 費	283,021	13,000	296,021
歳 出 合 計		37,066,847	13,000	37,079,847

平成30年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,079,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	金	千円 584,306	千円 2,000	千円 586,306
	1. 繰入金 一般会計	584,306	2,000	586,306
歳入合計		3,974,000	2,000	3,976,000

平成30年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,976,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
西大寺駅南地区土地区画整理事業費		千円 2,651,200	千円 △1,000	千円 2,650,200
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,651,200	△1,000	2,650,200
JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		737,800	3,000	740,800
	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	737,800	3,000	740,800
歳出合計		3,974,000	2,000	3,976,000

第 1 表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市営 J R 奈良駅 第 1 駐車場ほか 1 施設の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中に おける管理に要する額

平成 3 0 年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところに
よる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、
期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	金	千円 4,604,732	千円 △13,000	千円 4,591,732
	1. 一般会計 繰入金	4,588,044	△13,000	4,575,044
歳入合計		31,940,622	△13,000	31,927,622

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	費	千円 712,426	千円 △13,000	千円 699,426
	1. 総務管理費	337,354	△13,000	324,354
歳出合計		31,940,622	△13,000	31,927,622

平成30年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,927,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,559,119千円	△88,571千円	1,470,548千円

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 水道事業費用	8,745,000千円	△78,481千円	8,666,519千円
第1項 営業費用	8,172,434千円	△78,481千円	8,093,953千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,098,336千円」を「不足する額2,137,497千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,032,976千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,072,137千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	3,622,336千円	39,161千円	3,661,497千円
第1項 建設改良費	1,733,932千円	39,161千円	1,773,093千円

(継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			総額	年度割額	総額	年度割額
資本的 建設 支出	改良費	平城西 配水池 更新工事	千円	千円	千円	千円
				30	30	42,986
			745,200	31	600,000	273,456
				32	314,820	283,558

平成30年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）

(総則)				
第1条 平成30年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。				
(収益的収入及び支出)				
第2条 平成30年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定め た収益的支出の予定額を次のとおり補正する。				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 下水道事業費用				
第1項 営業費用				
(資本的収入及び支出)				
第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額773,000千円」を「不足する額77 5,405千円」に、「過年度分損益勘定留保資金773,000千円」を「過年度分 損益勘定留保資金775,405千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正 する。				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出				
第1項 建設改良費				
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
(1) 職員給与費				

(平成30年12月19日揭示済)

奈良市告示第688号

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の一部を
改正する告示を次のように定める。

平成30年12月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の一
部を改正する告示

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱（平成29
年奈良市告示第184号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項
を加える。

3 補助金の額は、補助対象経費に市の補助率を乗じて
得た額に、前項の規定により国が算定し交付を決定し
た交付金の額を加えた額とする。

別記第6号様式中「取り壊し」を「取壊し」に、「カ
その他必要な書類」を「サ その他必要な書類」に改める。

附 則

この告示は、平成30年12月20日から施行する。

(平成30年12月20日揭示済)

奈良市告示第689号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年
奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁
止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、

保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示し
ます。

平成30年12月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年12月20日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、J R 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅
周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年12月20日揭示済)

奈良市告示第690号

奈良市済美地域ふれあい会館の指定管理者を指定した
ので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續
等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第
3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町201番地の12
奈良市済美地域ふれあい会館
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市中辻町1番地の1 ローレルコート奈良505号

済美地区自治連合会

会長 池口 光隆

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市済美地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第691号

奈良市柳生地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

奈良市柳生地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市丹生町808番地

丹生町自治会

会長 屋敷 進

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第692号

奈良市とみの里地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中山町西二丁目1012番地の1

奈良市とみの里地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市登美ヶ丘六丁目1番14号

東登美ヶ丘地区自治連合会

会長 河野 良彦

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第693号

奈良市右京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京三丁目18番地

奈良市右京地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市右京三丁目5番地の4

右京地区自治連合会

会長 川島 実

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市右京地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第694号

奈良市帯解地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市田中町342番地の1

奈良市帯解地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市田中町295番地

田中町自治会

会長 高原 勉

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市帯解地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市帯解地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第695号

奈良市朱雀地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市朱雀地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀三丁目5番地の4
朱雀地区自治連合会
会長 作間 泉
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の利用に関する事。
(2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第696号

奈良市東市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町99番地の1
奈良市東市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町2409番地の1
東市地区自治連合会
会長 南浦 實
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市東市地域ふれあい会館の利用に関する事。
(2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第697号

奈良市左京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続

等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目4番地の1
奈良市左京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市左京三丁目6番地アルス高の原4-107
左京地区自治連合会
会長 堀 四郎
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市左京地域ふれあい会館の利用に関する事。
(2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第698号

奈良市青和地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市百楽園四丁目1番20-5号
奈良市青和地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鶴舞西町2番26-317号
青和地区自治連合会
会長 小谷 義孝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市青和地域ふれあい会館の利用に関する事。
(2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第699号

奈良市佐保川地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町391番地の4
奈良市佐保川地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市法華寺町243番地の2
佐保川地区自治連合会
会長 金野 秀一

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第700号

奈良市辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西九条町二丁目2番地の44
奈良市辰市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町837番地の1 売間団地18-101号
辰市地区自治連合会
会長 土井 実
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第701号

奈良市月瀬地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2
奈良市月瀬地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬月瀬324番地

月瀬自治会

会長 今井 吉則

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第702号

奈良市西大寺北地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西大寺東町一丁目1番15号
奈良市西大寺北地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西大寺北町三丁目3番11号
西大寺北地区自治連合会
会長 大西 雅之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第703号

奈良市佐保台地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐保台二丁目902番地の239
奈良市佐保台地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐保台二丁目840番地の52
佐保台地区自治連合会
会長 中口 則弘
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の利用に関する
こと。
- (2) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の施設及び附属設
備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第704号

奈良市都跡地域ふれあい会館の指定管理者を指定した
ので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続
等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第
3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路五丁目2番45号
奈良市都跡地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐紀町2478番地
都跡地区自治連合会
会長 藤田 正博

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都跡地域ふれあい会館の利用に関する
こと。
- (2) 奈良市都跡地域ふれあい会館の施設及び附属設備
の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第705号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年
奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁
止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、
保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示し
ます。

平成30年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年12月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄
奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市告示第706号

奈良市営JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の指定

管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管
理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例
第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号
奈良市営JR奈良駅第1駐車場
奈良市三条本町18番地の1
奈良市営JR奈良駅第2駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区神田神保町2-4
日本パーキング株式会社
代表取締役 岡本 政彦

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関する
こと。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する
こと。
- (3) その他市長が定める
こと。

(平成30年12月25日揭示済)

奈良市告示第707号

入江泰吉旧居の指定管理者を指定したので、奈良市公
の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例
（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により
次のとおり告示します。

平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水門町49番地の2
入江泰吉旧居

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番地1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入江泰吉旧居の事業の実施に関する
こと。
- (2) 使用承認及び使用制限に関する
こと。
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関する
こと。
- (4) その他市長が定める
こと。

(平成30年12月25日揭示済)

奈良市告示第708号

なら100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈
良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関す
る条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規
定により次のとおり告示します。

平成30年12月25日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条宮前町 7 番 1 号
なら100年会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称
東京都千代田区神田神保町二丁目 4 番地
日本パーキング株式会社
代表取締役 岡本 政彦

3 指定管理者の指定の期間
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の供用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する
こと。

(3) その他市長が定めること。
(平成30年12月25日揭示済)

奈良市告示第709号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項及び
第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事
業者及び指定介護予防サービス事業者より廃止の届出が
ありましたので、第78条及び第115条の10の規定により公
示します。
平成30年12月26日
奈良市長 仲 川 元 庸

【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105843	奈良市古市町745番地	ダスキンヘルス レント奈良ステ ーション	和歌山市和歌浦 東 4 - 3 - 5	丸長商事株式会 社	8170001005635	平成30年 1 月31日
2970103905	奈良市七条一丁 目34番19号	さわらび福祉用 具サービス	奈良市柳生下町 213番地の 2	株式会社さわら び	9150001007608	平成31年 1 月20日

(平成30年12月26日揭示済)

奈良市告示第710号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1
項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良

市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29
号）第 3 条の規定により告示します。
平成30年12月27日
奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害種別）
平成30年 12月25日	伊藤 暁	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の 1	眼科（視覚障害）

(平成30年12月27日揭示済)

奈良市告示第711号
奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場及び第 2 駐車場の指定
管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管
理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例
第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
平成30年12月28日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条本町 8 番 1 号
奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場
奈良市三条本町18番地の 1
奈良市営 J R 奈良駅第 2 駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町 8 番 1 号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の供用に関すること。
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する
こと。
(3) その他市長が定めること。
(平成30年12月28日揭示済)

奈良市告示第712号

梅の郷月ヶ瀬温泉及び奈良市特産品等直売施設（月ヶ
瀬温泉ふれあい市場）の指定管理者を指定したので、奈
良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関す
る条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規
定により次のとおり告示します。
平成30年12月28日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
梅の郷月ヶ瀬温泉
奈良市特産品等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場）

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山2684番地の1
株式会社 月ヶ瀬振興協会
代表取締役 小西 伸秀

- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 梅の郷月ヶ瀬温泉の供用に関すること。
- (2) 奈良市特産品等直売施設条例（平成17年奈良市条例第44号）第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関すること。
- (4) 梅の郷月ヶ瀬温泉並びに月ヶ瀬温泉ふれあい市場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。
- (平成30年12月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年12月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

市民税課 資産税課

監査結果公表日 平成30年6月29日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成30年12月14日

[監査の結果]	[措置の内容]
住宅用家屋証明手数料について、証明書交付の流れは次のような状況であった。資産税課職員が、資産税課において受付と審査を行い、資産交付処理のため申請者とともに市民税課に移動し、市民税課の税務証明用公印及びレジスターを使用して交付及び収納を行っていた。その後、申請書は市民税課で保管され、資産税課には申請書及び発行履歴が残っていないかった。	奈良市行政組織規則の一部改正を行い、平成30年10月1日から、住宅用家屋証明に関する事務を資産税課で行うことを明確にし、資産税課で従来行っていた受付及び審査に加え、手数料の収納及び申請書類の保管についても資産税課で行うこととした。
これは、市民への利便性、効率性を高めるため行われた証明書発行窓口一本化に伴い、税に関する諸証明の処理にすることが全て市民税課の業務となった時点	

での事務の割り振りに問題があったためであると考えられる。

このような状況では、窓口一本化の目的が達成されていない上、奈良市行政組織規則に定められている分掌事務どおりに事務が行われておらず、収納においても所管となっていない資産税課職員が、所管である市民税課のレジスターを使用していることは、現金取扱いにおいてリスクがあることから規則の改正も考慮した上で、事務の見直しを行われたい。

スポーツ振興課

監査結果公表日 平成29年4月6日

(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 平成30年12月18日

[監査の結果]	[措置の内容]
(2) 青山プール、七条コミュニティスポーツ会館及び高の原コミュニティスポーツ会館での自動販売機の設置に対し、行政財産の目的外使用の許可を行っているが、光熱水費等を徴収していなかった。	(2) 平成30年度から自動販売機に係る電気料金相当分を自動販売機設置者である指定管理者から徴収するようにしました。
奈良市公有財産規則第25条の規定に則り、自動販売機に係る電気料金相当分を自動販売機設置者から徴収されたい。	
(4) 過年度に領収した体育施設使用料の払戻金について、平成27年度中に体育施設の指定管理者から返還請求報告がなされているが、平成28年度歳出予算から払い戻されていた事例が見受けられた。	(4) 体育施設使用料の返還金については、返還請求に基づき適正に会計処理するように改めました。
会計年度独立の原則に従い、適正に年度内に会計処理を行われたい。	
(5) 西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの使用料（65歳以上の市民は免除）について、平成27	(5) 西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについては、平成21年度に導入された高齢者の生きが

年度以前に回数券を購入した65歳未満の市民が、65歳以上になったことにより、本人の請求に基づき回数券の残額分を返還していた。

奈良市体育施設条例第7条に、既に納付された使用料は、返還しないと規定されているため、適正に取り扱われたい。

い施策として65歳以上の市民の使用料が免除となりました。この時の経過措置として、未使用分の前払い回数券についての取扱いを返還できると決めました。しかし、この対応は継続するべきものではないため、平成29年4月に指定管理者に対し、65歳到達を理由に返還することは出来ない旨の指導を行い、この取扱いを廃止しました。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成30年12月26日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 梅の郷月ヶ瀬温泉での自動販売機の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の屋内設置分の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第1項に規定されている使用料算定率によるものとされている。しかし、誤って条例改正前の算定率による使用料を徴収していた。条例改正後の算定率による使用料を徴収されたい。	(1) ご指摘いただいた梅の郷月ヶ瀬温泉における自動販売機の設置に対する屋内設置分の使用料については、条例改正後の奈良市行政財産使用料条例第4条第1項に規定されている使用料算定率に基づき再計算を行い、指定管理者である株式会社月ヶ瀬振興協会に対して、平成29年1月10日付けで使用料の差額分53円を請求し、同月17日付けで収納されたことを確認しました。

(平成30年12月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年12月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史
奈 監 第 55 号
平成30年12月28日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 東久保耕也様
奈良市教育委員会教育長 中室雄俊様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民生活部 交通政策課 住宅課

月ヶ瀬行政センター 総務住民課 地域振興課

都祁行政センター 総務住民課 地域振興課

東部出張所

北部出張所

市民活動部 協働推進課 地域活動推進課 文化振興課 スポーツ振興課

子ども未来部

こども園 柳生

幼稚園 佐保 鳥見 六条 大安寺西 伏見南

(教育委員会)

教育委員会事務局 教育政策課

教育総務部 教職員課 文化財課

埋蔵文化財調査センター

中央図書館（西部、北部を含む。）

中学校 三笠 若草 京西

小学校 椿井 鼓阪 佐保 柳生 興東

鳥見 六条 大安寺西 鼓阪北

伏見南 佐保川

学校教育部

教育センター 教育支援課 教育相談課

(消 防 局)

災害対策室 消防課 指令課

2 監査期間

平成30年10月9日～同年12月27日

3 監査方法

平成30年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成30年8月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

交通政策課

奈良市自転車駐車場の使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、使用料の収納状

況を指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。また、定期駐車券、回数駐車券、プリペイドカード等（以下「駐車券等」という。）の印刷については指定管理者に任せているが、所管課は印刷枚数及び在庫枚数の確認を行っていなかった。

所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、一時利用については、一時駐車票等の発行状況の確認、また、定期利用については、自転車駐車場定期利用申請書の確認を行うなど、使用料の入金額との照合を行い、指定管理者からの報告内容が正確であるか確認されたい。

さらに、駐車券等は現金等価物であり、内部統制上のリスクがあるため、所管課は指定管理者での駐車券等の管理状況を適切に把握されたい。

月ヶ瀬行政センター

地域振興課

(1) 月ヶ瀬梅林の管理について、長年にわたり月ヶ瀬梅溪保勝会に対し、文化財課から補助金が、月ヶ瀬行政センター地域振興課から委託料及び補助金がそれぞれ支払われている。文化財課の補助金は名勝指定地を対象とし、月ヶ瀬行政センター地域振興課の委託料及び補助金はそれ以外の敷地を対象としているが、いずれも月ヶ瀬梅林の保護育成を目的としたものであり、薬剤散布等同じような作業が行われている。これらは内容が似ている上に、執行が複数課にわたっており、かつ、領収書等収支の証憑書類の確認も行われていないため、委託料及び補助金の金額が妥当であるのか、また、二重に支払われている可能性がないのかなどが不明確であった。さらに、前回の定期監査でも指摘しているが、委託契約の仕様書について、業務内容が明確に記載されておらず、今回の監査においても、同じ観光便所の清掃が2つの委託契約において行われているなど、一部業務が重複している事例が見受けられた。

委託料における仕様書の内容を明確にするともに、補助金等の重複支給がないよう、領収書等の証憑書類の確認を行い、月ヶ瀬梅林の維持管理に必要な経費を適切に把握した上で、所管課間で対象事項や金額について十分調整を行い支出されたい。

(2) 市道沿いの2件の草刈作業業務委託において、同じ業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を締結していた。この2件の委託業務は、ほぼ同じ工期であり契約を分ける必要性に乏しく、一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。

作業効率を重視し、別発注したとのことであるが、施工業者が同じで、工期もほぼ同じであることを考えると、一括発注の方が作業効率が良いのではないかと考えられる上、経費的にも安価にな

るとも考えられることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。

市民活動部

協働推進課

(1) 奈良市ポイント制度において、利用者が得たポイントの利用方法の一つである、バスチャージ券との交換業務について、同券の印刷はポイント管理運営事業の受託事業者が行い、市へ納品されている。しかし、所管課は同券の利用者への配付枚数は記録しているものの、受託事業者からの納品枚数を記録していなかったため、在庫枚数の管理ができていなかった。また、インターネット申請の対応分として、受託事業者も同券を一部保有しているが、所管課は、受託事業者での同券の管理状況を把握していなかった。

同券は現金等価物であり、内部統制上のリスクがあるため、所管課は、受託事業者での印刷枚数、各窓口への納品枚数及び配布枚数並びに受託事業者での管理状況を的確に把握し、同券の在庫枚数を適切に管理されたい。

(2) 奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会の開催に伴い、出席委員に対し費用弁償を支給しているが、そのうち千葉県在住の一人の委員に対しては、宿泊料及び2日分の旅行雑費が含まれていた。

当該委員は委員会終了後、詳細打合せのため他の委員より遅く退庁しているが、打合せは午後5時頃までには終了しており、宿泊料及び2日目の旅行雑費は過払いとなっているため、適正に支給されたい。

地域活動推進課

奈良市自治連合会交付金について関係書類を査閲したところ、自治連合会に雇用されている臨時職員が地域活動推進課内において市の職員と机を並べる形で、自治連合会の事務を行っていることが分かった。これは、外部団体に執務スペースを貸している状態であると考えられるが、行政財産使用許可の手続は行われていなかった。また、当該臨時職員は市の職員ではないため、地方公務員法に規定されている秘密を守る義務が無いにもかかわらず、平成29年6月26日付け奈総総第39号「執務室への立入制限の徹底について」の通知による「立入制限区域」内に日常的に立ち入っている状態であることから、情報漏えい等のセキュリティー面でのリスクが高い点でも問題があると考えられる。

これらの問題点に対処すべく、市は、外部団体の職員が市の執務スペース内において事務を行っている状況を全庁的に把握した上で、十分に事務の取扱いについて検討を行い、方針を決定する必要がある。所管課は、それらのことを関係部署に働き掛けられ、事務を改められたい。

なお、外部団体の事務処理については、準公金の取扱いと共通する部分が多いことから、後述の意見「準公金の取扱いについて」を共通の意見として捉えられ、適切な事務処理を行われたい。

【意見】

地域ふれあい会館の指定管理について

地域ふれあい会館の光熱水費については、指定管理者管理業務仕様書において市が負担すると定められており、指定管理料に含まれていなかった。また、指定管理料については、延床面積、利用人数等に基づいた算定根拠により支出されているが、利用料金と指定管理料の併用制（以下「併用制」という。）を導入した平成26年度以降算定根拠の見直しが行われていなかった。

地域ふれあい会館に併用制を導入する際、光熱水費については、指定管理者の事務の負担を軽減する目的で市の直接執行に変更され、また、指定管理料については、利用料金制が軌道に乗れば無くしていくという方針が立てられた。

しかし、併用制導入後既に5年が経過するが、利用料金制が軌道に乗っているのかの検証が一度も行われていないことから、各館の決算状況を踏まえ指定管理業務に本来必要な費用を把握し、適切な指定管理料に見直されたい。さらに、その際は、施設の維持管理業務の主たる費用である光熱水費を指定管理者の負担経費とすることも併せて検討されたい。

文化振興課

なら100年会館及び奈良市西部会館市民ホールの使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、収納した使用料の金額を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。また、指定管理者は、収納した使用料を10日分程度まとめて指定金融機関等に入金していた。

所管課は、使用料の収納を指定管理者に委託する場合は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、基本協定書第7条第2項に基づき速やかに指定金融機関等に入金するよう指定管理者を指導するとともに、入金された金額と使用申請書等との照合を行い、指定管理者からの報告内容が正確であるか確認されたい。

スポーツ振興課

(1) 行政財産の使用許可14件について査閲したところ、うち12件で事務処理の遅延が見受けられた。中には、納入通知書の発行が使用許可日から4か月以上経過後に行われている事例が3件あった。

行政財産の使用許可後は速やかに納入通知書を発行するよう改められたい。

(2) 奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設の使用料についての関係書類を査閲したところ、施設の使用承認申請書に連番が付されていない。また、収納事務を指定管理者に委託しているが、指定管理

者は、収納した使用料を1週間分程度まとめて指定金融機関に入金していた。

所管課は、使用料の収納を指定管理者に委託する場合は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、また、施設の使用料の収納状況を正確に把握するために使用承認申請書に連番を付し、収納した使用料は基本協定書第7条第2項に基づき速やかに入金するよう指定管理者を指導されたい。

また、収納された使用料の調定を1か月分まとめて行っていた。

奈良市会計規則第12条の規定に則り、速やかに事後調定の処理を行われたい。

子ども未来部

こども園、幼稚園

【意見】

市立こども園及び幼稚園の私有車使用について

市立こども園及び幼稚園では、公用車の配置が少ないため、私有車を業務に使用する場合、所管課作成の内規に基づいて、走行距離相当分の燃料費が支出されている。

しかし、奈良市職員等の旅費に関する条例第17条に車賃の規定があるため、職員に旅費として支給するよう検討されたい。

(教育委員会)

教育総務部

伏見南小学校、佐保小学校

市立小中学校においてはPTA等からの寄附による備品が多数存在する。各学校は寄附の申出があれば教育委員会事務局に通知し、事務局が寄附採納の事務手続を行った上で、学校側は寄附を受け入れており適切に処理されていた。そこで、寄附による備品を所有している学校の備品管理台帳を確認したところ、購入された備品については登録されていたが、寄附による備品については登録されていないものがあつた。寄附により受け入れた備品も、購入による備品同様に大切な市の財産であることから、過去に手続が漏れていた備品も含め、備品管理台帳に登録を行うことはもとより、備品ラベルの貼付を行うなど備品を適正に管理されたい。

また、教育委員会においては、各学校の寄附採納の事務手続を行い実態は把握されていたものの、各学校での備品登録の処理については漏れているものがあつたことから、寄附品を含めた備品の適正な管理について指導を徹底されたい。

【意見】

学校での寄附による備品の処理について指摘を行ったが、学校に限らず寄附採納の収受については、市に取扱手続の規定等が無く、処理が所管課任せとなっている。そのため、市は収受した寄附の全容をつかめていない上、事務処理においても徹底できて

いない状態である。

寄附していただいた善意を大切にするためにも、寄附採納の取扱いについて処理手続を明確化し、市の財産として適正に管理されることを要望する。

【意見】

教職員の学校校地内における通勤用自動車の駐車について

今回の監査対象である市立小中学校の現地を視察した際、校地内に教職員の通勤用自動車が多数駐車されていた。本市では、教育財産（行政財産）である市立小中高等学校校地での教職員による通勤用自動車の駐車が、長年にわたり正式な手続を定めず行われている。これは、安全上の問題もある上、学校施設等の適切な管理とはいえない状態である。

市教育委員会によると、教職員は一般職員と異なり、通勤困難校への通勤、児童や生徒の急な発病や受傷及び生徒指導などで迅速な対応を必要とする場合や、早朝や夜間に及ぶ部活動や生徒指導等の公務もあり、公共交通機関のみの利用では、現実的に対応できないなどの理由から、校地内で安全に駐車できるスペースがあり、教育上支障がなければ校地内での通勤用自動車の駐車が行われているとのことである。しかしながら、理由とされている諸事情は教育を行うことに関連するものではあるが、教育を行う上で当然に必要とされるものとまでは認められない。

よって、教職員の校地内での通勤用自動車の駐車に関して「地方自治法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「学校保健安全法」等にも照らした上で、校地内での教職員の通勤用自動車の駐車を承認するのであれば、体系的に規定の整備を行い適切に学校施設等の管理を行っていく必要がある。また、規定の整備にあたっては、明確な基準及び手続等を検討するとともに、目的外使用に当たると判断する場合は使用料の徴収も検討するなど、教職員の通勤用自動車の校地内駐車について適切な措置を講じられるよう要望する。

(消 防 局)

災害対策室

指令課

一体山消防無線前進基地局敷地内での配電用支持物の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料について、電柱の「支線」を「その他の柱類」として扱うべきところを誤って「本柱」として算出していた。また、使用料の単価が、平成29年4月1日改正前の奈良市道路占用料に関する条例別表により算出されていた。

電柱の「支線」を「その他の柱類」として区分するとともに、条例改正後の別表により本柱及び支線の使用料を適正に算出し、徴収されたい。

【意見】

配電用支持物の設置に伴う行政財産使用料の算出について

配電用支持物の設置に伴う行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。また、平成30年2月15日付け奈経第99号「行政財産使用料における電柱「支線」「支柱」「支線柱」の取扱いについて」の中で、支線、支柱、支線柱を「その他の柱類」として取り扱うよう通知されているが、今回、複数の監査対象課において、使用料の適用区分を誤り、支線単価を本柱と同じ金額で計算していた事例があった。

行政財産使用許可を行う関係課は、取扱いに関する通知に日常から注意を払い、関係例規等に沿って行政財産使用料を適正に算出し、徴収されたい。

【意見】

決算書等報告書の内容確認について

市が交付する補助金について、決算書等の報告書は徴取しているが、領収書等の外部証拠資料との照合による計数の確認を行っていない課がほとんどであった。また、指定管理における実績報告においても同様であった。

補助金及び指定管理料については、適切な金額の交付及び支出を行うため、収支の証拠資料である領収書等の原本と決算書の計数照合を行い、決算書の計数が正確であるかを確認し、その使途を明確にした上で、領収書原本に確認の証跡を残し、写しを保管するなどの事務処理を行われたい。

【意見】

施設の管理について

市の施設の管理について、指定管理者制度を導入している施設の所管課の多くが、前述のとおり決算書の計数確認を領収書等の証拠資料との照合によって確認していないなど、指定管理者に管理を任せきりになっており、使用させている施設の状況や使用の条件等について把握していない事例さえあった。

平成27年度から年1回、指定管理者制度を導入している施設ごとに、指定管理者評価表が公表されているが、内容を見てみると、毎年、利用者数や収入金額の欄のみが変更されている程度の評価表も散見され、形骸化しているようにも見受けられる。日々の使用料の収納金額及び決算書の計数の正確性並びに現場での業務の履行状況の確認、それらに伴う指定管理料の金額の妥当性の有無を検証するなど、本来のモニタリングがほとんど行われていない状況である。指定管理者制度を導入することにより直営で行うよりもサービスが向上し効率的に運営されているか、また、指定管理料が適切に積算されているかどうかを検証するためにも重要であることから、所管課は適時適切なモニタリングを行う必要がある。

市の公の施設における指定管理者制度に関する基本方針にあるとおり「指定管理者制度を導入することによる有効性・効率性、市民の理解等を勘案し、当該公の施設の目的を効果的に達成すると認められる場合」に指定管理者制度が導入されているのである。したがって、所管課は単に業務委託しているのではなく、指定管理者制度を導入することによる効果を検証しなければならないことを再認識した上で、施設の管理監督を行われたい。

さらに、今回の監査対象課所管の施設全体を見ると、類似した施設が他の部局に存在していたり、同じ用途でありながら所管課が違うことにより、利用条件や料金において統一性のとれていないものなどが存在した。市は、各所管課が管理を行っている個々の施設の情報を一元化して把握し、現状がサービス向上やコスト削減面から市及び市民にとって最適な状態となっているか、統一性のとれた公平なサービスとなっているかなどを検証し、限られた財源で維持管理していくため、中長期的な計画に沿って施設の統廃合や移管等も考慮した上で、統括的に管理していく必要がある。

【意見】

準公金の取扱いについて

本市においては、職務上の必要性、関係団体の要望等により市職員等が管理を行っている公金外現金等、いわゆる準公金が存在している。今回の監査対象課においても関係団体等の現金預金を管理している事例が数件存在した。これら準公金は、地方自治法や市の会計規則等の適用を受けないものの、公金に準じた厳正かつ適正な事務処理が求められる。仮に、準公金の取扱いに係る事故が起きた場合、市とは別の団体の事故であっても、市職員等が行っていたことであり、市内部で起こったものと同様に受け取られ、市の信用失墜につながることは確実である。

しかしながら、準公金の取扱いは市の会計とは異なるため責任の所在が不明確となっており、事務手続においても経理上の審査及び決裁といったチェックをほとんど受けることなく、確認及び牽制が不十分な管理体制の甘い状態で事務を行っているものも多く見受けられ、不正行為や事務的な誤りが発生する可能性という点でリスクの高い事務となっている。また、市が補助金を交付している団体の事務を市職員が行っているなど、公金の取扱いとして疑問を感じざるを得ない事例が存在する。さらに、準公金の事務と公務との境界が曖昧になっており職員の服務面でも問題があると考えられる。

よって、市は早急に準公金の取扱状況の調査を行い、市全体の実態を的確に把握されたい。その上で、市職員等による管理の必要性の検証を行い、やむを得ない場合を除いて、準公金の会計を本来処理すべき団体に移行又は公金として取り扱うように極力努めるべきである。それでもなお、市職員等による管理が必要と判断された準公金の取扱いについては、取扱要領を制定し適切な事務処理を周知徹底するなど、全庁的な改善に取り組まれ、管理体制を強化されるよう要望する。

(平成30年12月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第71号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年12月25日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
アクア設備工業	代表 白濱 隆光	大阪府東大阪市中石切町四丁目10-20	平成30年12月19日

(平成30年12月25日揭示済)

奈良市企業局告示第72号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年12月28日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備 考
富雄川第7処理分区	学園大和町五丁目709番50	学園大和町五丁目85	①
南奈良第5-2処理分区	大森町68番地2	大森町67番地	②

します。

平成30年12月28日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成31年1月11日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
学園大和町五丁目、大森町の各一部

- 3 公共汚水樹設置のうち、供用を開始する箇所
- ③ 二名二丁目2481番 1
 - ④ 五条畑一丁目600番 1 他 5 筆
 - ⑤ 中山町1755番13 他 1 筆
 - ⑥ 佐紀町2248番
 - ⑦ 三条大路三丁目490番 6
 - ⑧ 押熊町131番 6 他 1 筆
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年12月28日揭示済)

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業局会計規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月28日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局会計規程等の一部を改正する規程
(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局
管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第41条第3項中「奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

(奈良市下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号及び第3項第1号中「奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

(奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部改正)

第3条 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部改正)

第4条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第14条中「奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、」を削り、「奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外」を「月ヶ瀬公共下水道事業」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
(平成30年12月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第22号

平成30年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年12月21日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成30年12月25日(火)
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

(2) 奈良市立幼稚園の人事について

議事

議案第33号 平成31年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議案第34号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第35号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

協議事項

「日本語指導が必要な児童生徒について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年12月21日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月28日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1
奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市阪原町1725
特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構

理事長 上中 信幸

3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市青少年野外活動センター条例（平成元年奈良市条例第20号）第3条に規定する事業の実施に關すること。

(2) 奈良市青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に關すること。

(3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に關すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成30年12月28日揭示済)

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

伏見小学校通学区域の部分中「西大寺国見町二丁目」の次に「、西大寺国見町三丁目」を、「菅原町」の次に「、菅原東一丁目、菅原東二丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成31年1月21日から施行する。

(平成30年12月28日揭示済)

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第14号

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則（平成17年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成30年12月28日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第20号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に關する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成30年12月19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に關する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に關する規程（平成6年奈良市選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式その1の2中「あて先」を「宛先」に、「執行 奈良市長選挙」を「執行何選挙」に改め、同様式その2中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式その1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式その1の2中「あて先」を「宛先」に、「執行 奈良市長選挙」を「執行何選挙」に改め、同様式その2中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式その1の2中「執行 奈良市長選挙」を「執行何選挙」に改める。

別記第4号様式の2中「執行 奈良市長選挙」を「執行何選挙」に、「枚数 16,000枚」を「枚数 枚」に改める。

別記第6号様式その1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式その1の2中「あて先」を「宛先」に、「執行 奈良市長選挙」を「執行何選挙」に改め、同様式その2中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(平成30年12月19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第21号

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成30年12月19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

奈良市公職選挙事務執行規程（昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「奈良市長選挙」を「何選挙」に改める。

別記第5号様式の2及び別記第5号様式の3中「奈良市長選挙」を「何選挙」に改める。

別記第10号様式、第11号様式及び第22号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第24号様式、第25号様式、第28号様式、第34号様式及び第36号様式中

「(宛先)
「奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名 様」を 奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名」
に改める。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(平成30年12月19日揭示済)

正 誤

平成30年 8 月 1 日付け奈良市公報第359号

ページ	段	行	誤	正
44	左	上から 7	条例	規則